

法人協会ニュース

■農業法人フェスタ
開催迫る！！

秋期セミナーに代わり、本協会ですべて初めて開催するイベント「農業法人フェスタ」。いよいよ開催が迫ってまいりました。会員の皆様に役立つセミナーや情報、「半農半芸」を実践する田中義剛さんのトークライブも開催！

○農業法人フェスタ

□
日時：平成14年11月16日（土）13:00～17:00
17日（日）9:20～16:00
会場：晴海客船ターミナル 4Fターミナルホール

<ミニセミナー>

- 16日 14:00～
- ・「消費者視点からの食べ物選び」
(有)良品工房
代表取締役 白田典子氏
 - ・「販売者視点からの食べ物選び」
(株)西友 食品部・青果部チーフバイヤー 三田秀昭氏
 - ・「新冷凍技術による商品流通の変化」
(株)アビー 大和田哲男氏

<販路開拓緊急対策事業のご案内>

- 17日 9:30～10:30
- ・「実需者の立場からみた国産農産物への要望」
イオン(株)SSM商品本部農産商品開発部 部長 高橋博氏

<田中義剛氏 トークライブ>

17日 13:30～14:30

皆様のご来場を心よりお待ちしております。

「AgriBusiness 経営塾」121号

2002年10月31日発行

発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365
Fax : 03-5156-0366
E-mail : hojin@nca.or.jp
HP : http://www.hojin.or.jp/

Agricultural Business

経営塾

No.121

ness

労務講座 ⑱

労働者災害補償保険法
について (7)

<傷病に関する保険給付>
④障害(補償)給付

メンターネットワーク
社会保険労務士
小森谷一恵

前々回(労務講座⑱)でご説明した休業期間中の所得補償である「休業(補償)給付」は、療養期間が長引くと一定の要件のもと、前回(同⑰)お話しした傷病(補償)年金に切り替えて支給されることになりました。

この間、被災労働者は療養(補償)給付により治療を続け、治癒に至ります。また、療養期間が傷病(補償)年金を受給するほど長期にならず、治癒に至る場合もあります。しかしながら、治癒したとしても、不幸にも身体に障害が残ってしまうこともありえます。このように労働災害(業務災害・通勤災害)による傷病で身体に障害が残る、その障害が厚生労働省令で定める障害等級に該当する場合は、労働者災害補償保険法から補償が行われます。

今回は、この障害に関する給付について、ご紹介していきます。

傷病に関する保険給付

④障害(補償)給付

●種類

まず、代表的な給付は

- (1) 障害(補償)年金
↳ 障害等級第1級～第7級
- (2) 障害(補償)一時金
↳ 障害等級第8級～第14級

であり、障害の程度により年金又は一時金で支給されます。その他として

- (3) 障害(補償)年金前払一時金
- (4) 障害(補償)年金差額一時金

があります。障害(補償)年金前払一時金は、障害(補償)年金の一定額を一括して前払いするもの、障害(補償)年金差額一時金は障害(補償)年金を受けている人が、一定額以下の年金しか受給しないうちに死亡した場合に遺族に対して支給されます。

●障害等級

障害(補償)給付は厚生労働省令で定める障害等級に応じて、障害(補償)年金又は障害(補償)一時金が支給されます。どの程度の障害が何級位に該当するか主なものを簡単にあげてみましょう。

等級	身体障害
第1級	<ul style="list-style-type: none"> ・両眼が失明したもの ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ・両上肢、両下肢の用を全廃したもの
第2級	<ul style="list-style-type: none"> ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ・両上肢を腕関節以上で失ったもの ・両下肢を足関節以上で失ったもの

●障害(補償)年金・障害(補償)一時金の額

障害(補償)年金・障害(補償)一時金の支給額は次のとおりとなります。

障害(補償)一時金					障害(補償)年金								等級	額
14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2		
給付基礎日額の5/6日分(一回限り)	給付基礎日額の1/10日分(一回限り)	給付基礎日額の1/56日分(一回限り)	給付基礎日額の2/23日分(一回限り)	給付基礎日額の3/10日分(一回限り)	給付基礎日額の3/91日分(一回限り)	給付基礎日額の5/3日分(一回限り)	一年につき給付基礎日額の1/31日分	一年につき給付基礎日額の1/56日分	一年につき給付基礎日額の1/84日分	一年につき給付基礎日額の2/13日分	一年につき給付基礎日額の2/45日分	一年につき給付基礎日額の2/77日分	一年につき給付基礎日額の3/13日分	

第14級	...	第8級	...	第7級	...	第3級
<ul style="list-style-type: none"> ・三齒以上に対し歯科補てつを加えたもの ・一手の小指の用を廃したものの等 	...	<ul style="list-style-type: none"> ・せき柱に運動障害を残すもの ・一足の足指の全部を失ったもの等 	...	<ul style="list-style-type: none"> ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ・両足の足指の全部の用を廃したものの等 	...	<ul style="list-style-type: none"> ・そしゃく又は言語の機能を廃したものの ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ・両手の手指を全部失ったもの等